

平成19年秋季全国火災予防運動の実施

1 実施期間

平成19年11月9日（金）から11月15日（木）まで

2 全国統一防火標語

『火は見てる あなたが離れる その時を』

3 目 的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

4 重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

新築住宅については、住宅用火災警報器の設置が進んでいるところですが、既存住宅についても住宅火災による死者数の低減という目的を踏まえ、市町村条例で定める日を待つことなく住宅用火災警報器の早期設置を促進します。

また、安心・安全なまちづくりの一環として、地域が一体となって、高齢者等の災害時要援護者を中心とした防火安全対策を推進します。

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

平成18年中の放火による火災は、6,649件で、平成9年以降10年連続して出火原因の第1位となっています。このことから「放火火災防止対策戦略プラン」（※1参照）を積極的に活用し、放火火災に対する地域の対応力の向上を図ります。

また、物品販売店舗等に対し、死角となりやすい箇所の可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等について指導し放火火災防止対策を推進します。

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

特定防火対象物等（※2参照）における防火管理体制等の指導を行うとともに、消防用設備等の維持管理や防災物品の使用等の徹底を図ります。

特に、違反のある小規模雑居ビル等に対する違反是正指導では、関係機関等との連携を強化し、総合的な防火安全対策の徹底を図ることとします。このうちカラオケボックスについては、本年1月に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックス火災等を踏まえ、本運動期間中に全国一斉の立入検査を行い、違反是正を推進します。

5 地域の実情に応じた重点目標の設定

上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情に配慮し、必要に応じて重点目標を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開します。

6 その他

気象条件等の関係から一部道県においては時期をずらして実施します。（北海道及び青森県については既に終了しています。）

※時期をずらして実施する道県

北海道 10月15日から10月31日まで

青森県 10月15日から10月21日まで

秋田県 11月 4日から11月10日まで

※1 「放火火災防止対策戦略プラン」とは？

平成16年12月に消防庁に設置した「放火火災防止対策検討会」（委員長：小出治東大教授）においてとりまとめた、個人・事業所・地域・住民・自治体等が放火火災の防止に向けた対応を行うに当たっての総合的な対応マニュアルです。

「放火火災防止対策戦略プラン」の詳細は消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html）に掲載しています。

※2 特定防火対象物とは？

飲食店、物品販売店舗、ホテルなどの不特定多数の人が出入りする防火対象物、又は病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用する防火対象物をいいます。

特定防火対象物以外の共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所などは非特定防火対象物といいます。

詳細な区分は消防法施行令に定められています。

【添付資料】

[別添1](#) 住宅防火対策の推進

[別添2](#) 平成19年秋季全国火災予防運動ポスター（モデル：大谷英子さん）

[別添3](#) 平成19年秋季全国火災予防運動実施要綱

【問い合わせ先】

消防庁予防課予防係

徳永係長 工藤事務官

TEL：03-5253-7523（直通）

FAX：03-5253-7533